

公益社団法人不動産保証協会神奈川県本部組織運営細則

(目的)

第1条 この細則は公益社団法人不動産保証協会（以下「本会」という。）地方本部の組織及び運営に関する規則（以下「規則」という。）第40条第1項の規定に基づき、その従たる事務所である神奈川県本部（以下「当本部」という。）の組織及び運営に関し必要な細則を定めることを目的とする。

(地方本部代議員)

第2条 当本部に地方本部代議員を置く。

- 2 当本部代議員の定数は、概ね当本部に所属する正会員数15名に1名の割合により各選挙区に割り当てる。15名に満たない端数の取り扱いは、当本部理事会において別に定める。

(当本部役員の定数)

第3条 当本部の役員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 理事（正副本部長及び専務理事を含む） 35名以上43名以内
- (2) 監事 2名または3名

- 2 当本部の理事のうち1名を本部長、5名以内を副本部長、1名を専務理事とする。
- 3 規則第22条第5項に基づき、正会員以外の者から当本部役員を選任する場合の定数は2名以内とする。

(規則等)

第4条 本会の理事会が定める規程及びこの細則に定めるもののほか、当本部の運営上必要な事項は、本会の理事会の決議に抵触しない範囲において当本部理事会において別に定める。

(細則の変更)

第5条 この細則を変更しようとするときは、当本部総会の決議を経て、本会の理事会の承認を得なければならない。

- 2 前項の決議は、当本部に所属する代議員の半数以上であって、代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

附 則

この細則は、当本部総会の議決を経て、本会理事会の承認を得た日をもって施行する。

平成25年3月21日 一部改正